



WGC組織委員会第3C号
平成25年7月24日

公式通知第3号

2013WGC組織委員会
2013WGC競技委員会

《通知事項-1》

競技委員会において検討した結果、『ワールド・グリーン・チャレンジ・ソーラーカー・ラリー』のレギュレーション 第55条及び第56条に基づき、今年度もグリーンラリー競技を加えることとし、以下のとおり決定しましたので通知いたします。

記

1. 参加車両は、ソーラーカー部門、燃料電池部門、グリーンフリート部門の各車両とする。
2. 競技は、前日ブリーフィングまでに提出された各日の予定周回数ならびに走行時間の正確さで競われ、周回数・走行時間の順で予定に近かったものを上位とし、最終日に表彰するものとする。

以上

《通知事項-2》

競技委員会において検討した結果、『ワールド・グリーン・チャレンジ・ソーラーカー・ラリー』のレギュレーション《第2章》エントリー 「第15条 カテゴリー&クラス」 「3. グリーンフリート部門」 「(1) グリーンフリートクラス (GF-C) : 持続可能な社会を構築する為に役立つ技術やシステムの実験及び発表の為に部門で、審査委員会が参加を認めたものに限る。」の審査委員会が参加を認める条件として、以下のとおり決定しましたので第55条及び第56条に基づき、通知いたします。

記

1. 部門設置の意義を深く理解し、安全走行に努めなければならない（道路交通法の遵守）。競技委員会が危険と判断し警告若しくは走行停止を言い渡した場合は即刻その指示に従うこと。
2. システムの実験等も安全が確保されていると認められるものが参加を認める条件の一つである。特に問題有りと考えられる箇所は事前に車検員等に申し出て安全確認のチェックを受けること。
3. 各競技車両は各日 30 分間のメディアストップを行わなければならない。メディアストップ中は車両の整備などは行えないものとする。但し、2日目のメディアストップでは大会が指定する場所に於いてその車両についての開発、実験等のプレゼンテーションを行うものとする。尚、その時資料等を配布する事は可とする。
4. 順位の決定は、ラリーの成績の他に持続可能な社会を構築する為に役立つ技術やシステムとそのアイデア、ならびに車両のコンセプト等を総合的に判断し決定するものとする。

以上